

石巻市新学校給食センター整備運営事業

特定事業の選定

令和6年5月31日

石巻市

石巻市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、「石巻市新学校給食センター整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

令和 6 年 5 月 31 日

石巻市長 齋藤 正 美

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業名称	1
2 事業に供される公共施設等の名称	1
3 公共施設等の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業の内容	1
第 2 市が自ら本事業を実施する場合と PFI（BT0）方式により実施する場合の評価 ..	4
1 特定事業の選定基準	4
3 定性的評価	5
4 総合的評価	5

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業名称

石巻市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の名称

（仮称）石巻市西学校給食センター

（本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

3 公共施設等の管理者の名称

石巻市長 齋藤 正美

4 事業の目的

本市では、平成 27 年度に策定した「石巻市学校給食センター整備基本構想」に基づき、老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターを整備するため、令和 4 年度に「石巻市学校給食センター整備基本計画」を策定している。

この整備基本計画では、令和 9 年度に新学校給食センターを開所させ、同時に、住吉、河北、河南学校給食センターを廃止し、東学校給食センターと 2 センター体制で市内全域に学校給食を提供することとしている。

本事業は、新学校給食センターを整備するにあたり、効率的かつ効果的に施設整備、維持管理及び運営を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施するものである。

5 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の 1）から 4）に掲げるものとする。

1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 事前調査業務及び関連業務
- (2) 設計業務及び関連業務
- (3) 建設業務及び関連業務
- (4) 工事監理業務及び関連業務
- (5) 調理設備調達・設置業務
- (6) 食器・食缶等調達業務
- (7) 施設備品調達・設置業務
- (8) 運営備品調達業務
- (9) 市が行う国庫補助金等申請の支援業務
- (10) 各種申請等業務

2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 附帯施設保守管理業務
- (4) 調理設備保守管理・更新業務
- (5) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (6) 施設備品保守管理・更新業務
- (7) 環境衛生・清掃業務
- (8) 警備業務
- (9) 各種申請等業務

4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- (1) 食材検収補助業務
- (2) 調理等業務
- (3) 衛生管理業務
- (4) 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- (5) 給食配送・回収業務
- (6) 運営備品更新業務
- (7) 見学・試食会の受け入れ支援
- (8) 各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※主食（米飯、パン）、牛乳及びデザート等（冷凍果物を除く。）は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運営業務に含めない。

給食の運営に関して市（栄養教諭及び学校栄養職員を含む。以下同じ。）が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- (1) 献立作成業務
- (2) 食材調達業務
- (3) 食材検収業務
- (4) 検食業務
- (5) 衛生管理・調理指示業務
- (6) 配送校での配膳・下膳業務
- (7) 食数調整業務
- (8) 給食費の徴収管理業務
- (9) 食育指導業務

5 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

1) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BT0 (Build Transfer and Operate) 方式とする。

2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 24（2042）年 3 月末日までとする。

3) サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次のとおりであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は入札公告時に示す。

(1) 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者に支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和 9 年 4 月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

(2) 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和 9 年 4 月以降）に、年 4 回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

第2 市が自ら本事業を実施する場合と PFI（BTO）方式により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2 定量的評価（市財政負担額の縮減）

1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表：市の財政負担算定の前提条件

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①施設整備費用（設計費，工事監理費，建設費，各種備品調達費等） ②開業準備費用 ③維持管理及び運営費用 ④地方債の償還に要する費用	①サービスの対価〔施設整備費用（市自ら実施する場合と同一），開業準備費用，維持管理費及び運営費用，建中金利，SPC 経費等〕 ②事業者選定アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④地方債の償還に要する費用
共通の条件	①設計・建設期間：2年 ②開業準備期間：2ヶ月 ③維持管理・運営期間：15年 ④現在価値割引率※：0.9961	
資金調達に 関する事項	①国庫補助金 ②地方債 ③一般財源	①国庫補助金 ②地方債 ③一般財源 ④金融機関借入金
積算方法	PSC費用は、見積もり値を参考とした。	PFI-LCCの費用は、民間事業者に一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫によるコスト縮減率を調査し、設定した。

※現在価値割引率：VFM 算定にあたって、費用が発生する時期が異なる事業手法を比較するために、将来に発生する金額を現在の価値に換算して比較する上で用いる割合

2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施の場合と PFI 事業として実施する場合を比較した結果、約 10.5%の削減効果が認められた。なお、財政負担見込額は、入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあることから非公表とする。

3 定性的評価

本事業を PFI 事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 学校給食サービス水準・品質の向上

学校給食センターの施設整備及び維持管理・運営を民間事業者に一括して性能発注することにより、事業全体の効率性や最適性を見据えたマネジメントが発揮される。特に、運営企業の意向やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）を設計段階から最大限に反映させることができるようになるため、食の安全の確実かつ継続的な確保や市と連携した食育の推進など学校給食サービスの水準・品質の向上が期待できる。

2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。また、事業全体におけるリスク管理の最適化により、リスク発生の抑制や過度な費用負担の抑制が期待できる。

3) 地域経済・地域社会の活性化に寄与

PFI 方式を導入するに際して、地域経済・地域社会への配慮・貢献を評価項目とすることにより、地域経済・地域社会の活性化が期待できる。

4) 財政負担の平準化

PFI 事業として実施する場合、事業期間終了までの間にサービス対価として均等に支出することから財政支出の平準化が図られる。

4 総合的評価

本事業を PFI 事業により実施する場合、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは実施方針公表後の事業者からの質問・意見の結果からも、十分実行性があるものと判断される。このため、本事業を PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。